

奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 広陵町は、奈良県地方創生総合戦略及び広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、広陵町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から広陵町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、移住支援金の交付については、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 交付対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては、第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウまでに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間を加算することができる。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 転入直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 転入直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年8月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。ただし、起業については事業年度の11月末日までに転入し、当該年度の2月末までに移住支援金の申請をしていること。

(ウ) 広陵町に移住支援金の申請をした日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (ウ) 暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (エ) 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (オ) その他奈良県又は広陵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が奈良県内に所在すること。
- イ 就業先が、奈良県が移住支援金の対象として奈良県マッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
- オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住

支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 起業に関する要件

1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの額を申請する場合に限る。）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、広陵町移住支援金交付申請書（第1号様式）、移住先の就業先の就業証明書（第2号様式）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、同条第6号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに広陵町移住支援金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由

等により当該年度における支援金を交付することができない場合においても、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により広陵町移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに広陵町移住支援金交付請求書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 奈良県及び広陵町は、奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び広陵町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した広陵町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に第3条第2項又は第3項に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給

した広陵町から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県及び広陵町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1号アの規定は、新要綱の施行後の転入者について適用し、新要綱の施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

広陵町長 殿

申請年月日 年 月 日

広陵町移住支援金交付申請書

奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類		就業		専門人材	テレワーク	
		関係人口		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「奈良県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、広陵町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒	
----	---	--

- 5 (東京23区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・在学履歴
※直近1年以上かつ5年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード (奈良県及び広陵町使用欄)	
---------------------	--

第1号様式（別紙1）

広陵町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び広陵町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に広陵町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に、奈良県移住・就業・起業支援事業における移住支援金交付要綱第3（2）又は（3）に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に広陵町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 自己又は自己の団体は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
- 4 広陵町税の納税及び申告を必ず行います。
- 5 誓約事項が虚偽であった場合、広陵町移住支援金の交付が不可あるいは取り消されても異議を申しません。

第1号様式（別紙2）

奈良県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

奈良県及び広陵町は、奈良県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、奈良県及び広陵町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県及び広陵町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

広陵町長 殿

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
移住支援金種別	1. 奈良県マッチングサイト掲載求人による就業	
	2. プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就業	
1. を選択した場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	1. 3親等以内の親族に該当しない 2. 3親等以内の親族に該当する

奈良県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び広陵町の求めに応じて、同奈良県及び広陵町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

広陵町長 殿

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
移住支援金種別	テレワークによる就業	
移住に係る意思	1. 勤務者本人の意思による移住 2. 所属先企業等の命令による移住	
地方創生テレワーク交付金を活用した勤務者への資金提供の有無	1. 勤務者へ資金提供を実施していない 2. 勤務者へ資金提供を実施している	
所属先企業等への出勤の頻度（就業後3ヶ月の実績）	1週間あたり勤務日数	日/週
	うち、所属先企業等への出勤日数	日/週

奈良県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び広陵町の求めに応じて、同奈良県及び広陵町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

広陵町長

広陵町移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 広陵町は、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に広陵町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に、奈良県移住・就業・起業支援事業における移住支援金交付要綱第3（2）又は（3）に定める移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - ・奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に広陵町以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 広陵町は、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領の規定に基づき、奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

第3号様式（第5条関係）

3 フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

広陵町移住支援金交付請求書

広 陵 町 長 殿

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号において交付の決定を受けた補助金の額について、奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、広陵町移住支援金の交付を請求します。

記

1 事業名

2 請求額

円

3 振込先口座

金融機関等の名称	銀行・金庫・組合					
	本店・支店					
口座種別	普通 ・ 当座					
口座番号						
口座名義	フリガナ					

